

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

株式会社大阪水道総合サービス

2 所管所属名

水道局

3 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請にこたえることができる状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

【技術支援事業に関する指標】

支援要請のあった他の水道事業者と本市との間で締結する業務委託契約に基づく支援業務の業務量のうち外郭団体の社員が従事する業務量

目標 : 令和4年度 5名分の業務量以上（令和4年度における業務委託契約に基づく支援業務の総業務量である7名分の業務量の70%以上）
令和5年度 7名分の業務量以上（令和5年度における業務委託契約に基づく支援業務の想定総業務量である8名分の業務量の80%以上）

【研修事業に関する指標】

他の水道事業者からの支援要請に応えるために本市が開設する21の職員向け研修講座のうち外郭団体の社員が登録講師となって派遣される講座数

目標 : 令和4年度 19講座以上（支援要請に応えるために本市が開設する21講座の90%以上）
令和5年度 21講座（支援要請に応えるために本市が開設する21講座の全て）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

支援業務を担う人員の確保・養成など他の水道事業者からの支援を安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

人員養成・ノウハウの蓄積に関する具体的な実施計画の策定と進行管理、支援をした水道事業者数など

5 その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

特になし。

6 制定日等

令和2年3月31日 制定

令和4年5月26日 一部変更